

別記様式

北海道教育委員会教育長告示第27号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和5年4月3日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 社会教育活動促進事業（青年団体活動事業費）補助金</p> <p>青年団体の中核となる指導者を養成するとともに、地域の形成者となる青年の健全育成を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	北海道青年団体協議会	<p>北海道青年団体協議会が青年団体活動事業（全道青年大会開催事業、青年団体活動事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 報酬 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費 (食糧費を除く。) (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料 (7) 原材料費</p>	定額	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁 生涯学習推進局 社会教育課</p>	教育長	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>
<p>2 社会教育活動促進事業（青少年科学技術振興促進費）補助金</p> <p>青少年の創造性を啓発する事業を行うことにより、社会教育活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	北海道発明工夫教育連盟	<p>北海道発明工夫教育連盟が行う青少年科学技術振興事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 報酬 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費 (食糧費を除く。) (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料 (7) 原材料費</p>	定額	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁 生涯学習推進局 社会教育課</p>	教育長	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
<p>3 女性団体活動促進事業（北海道女性団体連絡協議会補助金）</p> <p>女性団体活動に関する事業を行う女性関係団体を助成することによって、その自主的な活動を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>北海道女性団体連絡協議会</p>	<p>女性団体活動促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費（食糧費を除く。） (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料</p>	<p>定額</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課</p>	<p>教育長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>
<p>4 青少年団体活動促進事業（青少年団体活動促進費）補助金</p> <p>青少年活動に関する事業を行う青少年団体を助成することによって、その自主的な活動を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道子ども会育成連合会</p>	<p>一般社団法人北海道子ども会育成連合会が行う青少年団体活動促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 報酬 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費（食糧費を除く。） (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料 (7) 原材料費</p>	<p>定額</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業にあつては教育第3号様式） 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課</p>	<p>教育長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>